

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月12日
【会社名】	扶桑電通株式会社
【英訳名】	FUSO DENTSU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 児玉 栄次
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地五丁目 4 番18号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年12月21日に提出いたしました第66期（自平成22年10月1日至平成23年9月30日）内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社地方支店において、監査法人から長期売掛金残高が増加している特定取引先の仕掛在庫確認の際に差異指摘を受け、当該取引先に対する契約案件の調査を行なった結果、不適切な取引が行われていた事実が明らかになりました。

不適切な取引の事実関係、影響額及び責任の所在を明らかにするとともに、類似事象の有無の確認について、平成24年10月4日に社内調査チームを、平成24年10月23日に社外監査役（弁護士）を含めた社内調査委員会をそれぞれ設置し、平成18年10月1日から平成24年9月30日までの期間における不適切な取引及び会計処理について徹底した調査を行いました。その結果、当該支店において平成22年3月売上分より一部実態のない架空取引及び平成19年2月売上分よりマンション設備機器販売に関するスルー取引を確認いたしました。また、類似取引の有無について調査した結果、平成21年2月売上分より一部営業所におけるネットワーク情報機器販売取引案件についてもスルー取引と判定いたしました。

架空取引は取り消し処理を行い、また、スルー取引については、事業活動による売上高、売上原価の差額を手数料収入として計上するのが適切と考え、不適切取引が確認された過年度に遡り平成19年9月期以降の決算を訂正し、平成19年9月期から平成23年9月期までの有価証券報告書について訂正報告書を提出いたしました。

当社地方支店の架空取引については、特定の得意先と仕入先が関係した商流であり、当社担当者の関与はなかったものと判断しておりますが、直送による物品販売を装った取引を検出できなかったこと、さらに、企業規模にそぐわない売掛金残高が増大していたことから、受注時の商流確認と与信管理、取引の異常性に対するモニタリング体制及び仕掛品に対する実在性の検証に係る内部統制の不備と判断いたしました。また、当該地方支店並びに一部営業所におけるスルー取引については、商流把握が不十分であったことから、受注時の商流確認及び取引のモニタリング体制に係る内部統制の不備と判断いたしました。

当事業年度末日までに重要な不備が是正されなかった理由は、受注時の不適切な取引に対する発見コントロール、与信管理及び取引の異常性に対するモニタリングが有効に整備されておらず、是正措置を講ずることができなかったためであります。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、重要な不備を是正するために社内調査委員会からの提言を踏まえて以下の再発防止策を講じ、適切な財務報告の信頼性を確保する方針であります。

1．業務プロセスに係る内部統制の追加整備

受注時の商流確認と与信管理体制の強化

取引の異常性に対する分析及び調査体制の整備

棚卸資産に対する実在性の検証体制の整備

2．内部統制の運用の徹底

3．モニタリング機能の強化

4．コンプライアンス意識の醸成・徹底

以上